

半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のスポーツ諸団体を総括する半田市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）が行うスポーツ振興事業に対し、交付金を交付し、もって市民一人ひとりがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ることを目的とする。

(交付対象経費及び交付額)

第2条 交付金の交付対象は、スポ協が主催する大会開催費、会議費、事務費等とし、交付額は予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付申請)

第3条 スポ協は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付申請書（様式第1）に関係書類を添付し、市長が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、内容を精査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定するとともに、交付金交付決定通知書（様式第2）によりスポ協に通知する。

2 市長は、交付金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(請求及び交付)

第5条 スポ協は、前条の決定通知書を受理したときは、交付金請求書（様式第3）を市長に速やかに提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 スポ協は、交付金の交付対象となる事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4）に関係書類を添付し、市長へ提出するものとする。

(交付の取消し及び交付金の返還)

第7条 市長は、スポ協が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付決定を取り消すとともに、交付金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の運用又は交付事業が不相当と認められるとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載をし、不正に交付金の交付を受けたとき。

(検査等)

第8条 市長は、交付金の交付目的達成のため、スポ協に対し必要な指示指導を行い、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

半田市スポーツ協会
会長

年度交付金交付申請書

半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金交付要綱第3条に基づき、下記のとおり
交付金の交付申請をします。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 交付対象事業

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

年 月 日

半田市スポーツ協会

会長

殿

半田市長

年度交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3（第5条関係）

年 月 日

交 付 金 請 求 書

金 _____ 円

但し、 年度半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金として上記のとおり
請求します。

半 田 市 長 殿

半田市スポーツ協会
会長

下記の口座へ振り込みをお願いします。

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 店
口座番号	
口座種類	普 通 ・ 当 座
口座名義	

様式第4（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

半田市スポーツ協会

会長

年度事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました半田市スポーツ協会スポーツ振興事業への交付金について、事業が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 交 付 額 金 円

2. 交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 市長が必要と認める書類